



# 島根県報

平成21年9月11日（金）

号外 第 163 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【教委公告】**

島根県立青少年の家の指定管理者の募集

（生涯学習課） 2

**教 育 委 員 会 公 告**

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）第15条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成21年 9 月 11 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

**1 募集の目的**

島根県立青少年の家は、青少年に学習及び交流の機会を提供することによって心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するために設置された施設である。

本施設の管理・運営に関して、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図ることを目的とする指定管理者制度を平成19年度から3年間導入したが、その指定管理期間の満了に伴う更新のため、新たに指定管理者を募集することとした。

**2 施設の概要****(1) 名 称**

島根県立青少年の家（愛称：サン・レイク）

**(2) 住 所**

出雲市小境町1991-2

**(3) 建物構造**

本館（鉄筋コンクリート）、体育館（鉄骨）、屋外創作棟（木造）、バーベキューハウス（木造）、集いの広場（鉄筋コンクリート）、車庫・プロパン庫（鉄骨）、艇庫（鉄骨）、その他（資材庫、自転車保管庫、自転車置場、油庫、ゴミ置場、ポンプ室、屋外便所）

**(4) 延床面積**

9,239平方メートル

**(5) 敷地面積**

72,940平方メートル（グラウンド4,012平方メートル、ファイヤー場1,150平方メートル、テニスコート2面、ふれあいの広場200人収容、駐車場150台収容を含む。）

**(6) 開館年月**

平成3年4月

**(7) 主な施設内容**

多目的ホール、研修室、創作室、茶室、音楽室、調理室、宿泊用和・洋室、食堂、浴室、シャワー室（洗濯室）ほか

**3 指定管理者が行う業務**

(1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務

(2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務

(4) 島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例（平成21年条例第51号）による改正後の島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で委員会が定めるものの維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要があると認める業務

**※ 留意事項**

詳細は、別に配付する島根県立青少年の家指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 4 指定期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

## 5 管理に要する経費

年間委託料 68,643千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5年間の委託料 343,215千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 指定管理者の応募資格等

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所（本社機能を有するもの）を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、島根県における県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）、消費税及び地方消費税の滞納がない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団員の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

## 7 複数の団体での共同申請

複数の団体がグループを構成して応募する場合には、次の事項に留意すること。

- (1) グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定すること。  
代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であること（県内団体の責任割合が、グループの構成が2社の場合にあっては50パーセント超、3社の場合にあっては33パーセント超であること。）。  
なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。
- (2) 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で応募することはできない。
- (3) 当該グループの構成員が6の(2)から(7)までのいずれにも該当すること。
- (4) 9(4)のアからクまでについては、構成員ごとに提出すること。

## 8 応募資格の留意事項

- (1) 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態は問わないが、個人は応募資格を有さない。
- (2) 新たに法人等を設立する場合は、応募時に法人等を設立していなくてもその設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成21年12月中旬予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (3) 申請者名は、選定結果が確定するまで非公開とするが、選定後、選定結果（選定又は非選定）と合わせて公表する。

## 9 応募の手続

応募に当たっては、次の申請書類を提出すること。

## (1) 指定管理者指定申請書

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第1号）で定める様式第6号

## (2) 事業計画書

(3) 指定期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

(4) その他応募に必要な書類

ア 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

イ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

エ 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類（申請の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録又はこれに準ずる書類）

オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

カ 法人等の概要を記載した書類

キ 印鑑証明書

ク 島根県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（島根県税は平成21年6月末時点の県税納税証明書、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税は直近1年間の納税証明書で提出日において発行の日から3月以内のもの）

(5) 提出部数

正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(4)のア、イ、キ及びクについては、正本1部及び副本1部とする。

(6) 提出先

19に記載する場所

(7) 提出期限

平成21年10月22日（木）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成21年10月22日（木）午後5時必着とする。

(8) 提出方法

持参又は郵送

(9) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

イ 申請書類に虚偽の記載があつたとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかつたときその他不正な行為があつたときは、失格とする。

ウ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

エ 提出された事業計画書等の著作権は申請者に帰属するが、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、提出された申請書類は返却しない。

オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

10 募集要項及び仕様書等の配付

(1) 配付期間

平成21年9月11日（金）から平成21年10月16日（金）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 配付場所

19に記載する場所

(3) 配付資料

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ その他島根県立青少年の家に係る参考資料

## 11 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。出席を希望する法人等は、平成21年9月24日（木）までに19に記載する場所まで申込みを行うこと。

## (1) 開催日時

平成21年9月28日（月）午前10時から午後4時まで

## (2) 集合場所及び集合時間

島根県立青少年の家エントランスホールに午前9時50分に集合のこと。

## (3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書等の説明

イ 施設等の見学

## (4) 参加申込の方法

現地説明会への出席を希望する法人等は、参加申出書を次のとおり作成し提出すること（1法人等の出席者は3名までとする。）。

## ア 参加申出書

法人等の名称、出席予定者（職名及び氏名）及び連絡先（住所及び電話番号）を記載すること。

## イ 提出方法

持参、郵送又はファクシミリ

## 12 応募等に関する質疑

質疑の受付は、次のとおりとする。また、候補者の選定後に本要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないので留意すること。

## (1) 受付期限

平成21年10月8日（木）午後5時

## (2) 受付方法

質疑表によりファクシミリにて提出すること（質疑は、ファクシミリのみで受け付ける。ファクシミリを送信した旨の確認の電話をすること。）。

## (3) 回答

質問事項に対する回答は、平成21年10月15日（木）までに現地説明会に出席した法人等すべてに対して送付する。

現地説明会に出席した法人等以外で質問に対する回答を希望する法人等は、平成21年10月13日（火）までにファクシミリでその旨連絡すること。

質疑に対する回答は、ファクシミリにて行う。

なお、平成21年10月15日（木）以後において、新たに募集要項の配付を受けた法人等が回答文書の配付を希望する場合は、配付する。

## (4) 提出先

19に記載する場所

## 13 指定管理者の候補の選定

島根県立青少年社会教育施設条例第15条の規定等による基準に基づき、島根県立青少年の家指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

## (1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図

られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有する者であること。

(2) 審査の項目

ア 施設の管理運営方針と具体的方策

イ サービスの向上を図るための具体的な手法

ウ 施設の維持管理の内容及び適格性

エ 施設の管理運営に係る経費の内容

オ 収支計画の内容及び適格性

カ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制

キ 安定的な運営が可能となる財政的基盤

(3) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において審査の基準及び審査の項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により提案内容等の書類審査を行う。書類審査の結果は、平成21年10月27日（火）までに連絡する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会が提案内容等についてヒアリングにより審査を行う。審査に当たっては、審査基準に基づいて総合的に判断する。

エ ヒアリングは、平成21年10月下旬に行う。

オ 選定の結果は申請者全員に書面で通知するとともに、申請者名と選定結果（選定又は非選定）を公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

14 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、選定した法人等を候補者として、平成21年12月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定される。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、協議の上、島根県立青少年の家の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度ごとに締結する年度協定を締結する。

15 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に関する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

16 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

ならない。

- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業の継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

#### 17 指定管理者の運営状況に関する評価

- (1) 公の施設の適正な管理の確保と県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。
- (2) 評価結果については指定管理者に通知し、議会へ報告するとともに島根県ホームページにおいて公表する。

#### 18 留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (3) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
  - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者にふさわしくないと認められるとき。
- (4) 島根県立青少年社会教育施設条例、島根県立青少年社会教育施設条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

#### 19 問合せ先

郵便番号 690-8502

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁生涯学習課生涯学習振興グループ

電 話 0852-22-5427

F A X 0852-22-6218